

かのや和牛生産力強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

かのや和牛生産力強化事業補助金交付要綱（鹿屋市告示第231号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年度」を「令和7年度」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。